

平成 25 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

当社取締役に対する責任追及訴訟の

完全終結に関するお知らせ

平成 23 年 5 月 13 日にご報告しておりました、当社取締役に対する責任追及訴訟について、和解により完全終結に至りましたのでご報告いたします。

(詳細につきましては、「平成 23 年 5 月 13 日付「当社取締役に対する責任追及訴訟の判決に関するお知らせ」をご確認ください。http://www.showa-holdings.co.jp/ir/irfile/sh20110513_2.pdf)

記

当該訴訟の原因となった事象（子会社による自動車販売事業への参入、当社による光ファイバ一事業への投資）は、2007 年の経営事項であり既に 6 年もの歳月が経過しております。

当社は、この 6 年間、組織体制・グループ事業共大きな変革期を迎え、現在も中期経営計画を更新しながら、その実現に向け日々邁進しております。

(当社の中期経営計画につきましては、「平成 24 年 6 月 27 日付「中期経営計画（アクセルプラン 2012「加速開始」）策定に関するお知らせ」をご参照ください。<http://www.showa-holdings.co.jp/ir/irfile/sh20120627.pdf>)

当社は、当社株主総会の決議に沿うためにも、この度原審の損害が和解により一部回復したこと（詳細につきましては「平成 24 年 10 月 1 日付「当社子会社における和解による損害賠償請求の解決に関するお知らせ」をご参照ください。<http://www.showa-holdings.co.jp/ir/irfile/sh20121001.pdf>）や、これまで長期間に渡り審理をつくしてきた経緯を踏まえ、裁判所の提示条件に従い和解を受け入れ本件訴訟に関連する事項をすべて終了させることといたしました。

当社は、本件判断に先立ち、平成 23 年 6 月 28 日付当社株主総会において当該訴訟における取締役の責任追及に係る株主提案を承認可決しております。

(株主提案の詳細につきましては、「平成 23 年 5 月 6 日付「株主提案権行使に関する書面の受領について」をご確認ください。<http://www.showa-holdings.co.jp/ir/irfile/sh20110506.pdf>)

当該株主提案の主旨は、関係役員に謝罪を求め、当該役員の資産及び収入の状況を勘案し、関係役員の生活が成立する合理的な範囲内で損害の回収を進めるというものであります。

今回の裁判所から提案のあった和解の内容は、合理的であり且つ当該株主提案の主旨に十分適うものであると考えております。

関係者の皆様におかれましては、これまで多大なるご心配をお掛けし、誠に申し訳ございませんでした。この度の対応で当該訴訟は完全に終結に至りました。これまで当該訴訟に掛けてきた力はすべて企業価値向上と業績改善に振り向け中期経営計画の実現に邁進していく所存であります。

関係者各位の皆様には、これまでの変わらぬご理解とご支援いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

以 上